有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 令和3年4月 1日

1 事業主体概要

事業主体名	株式会社日本ケアリンク					
代表者名	代表取締役 髙柳 和貴					
所在地	〒108-0014 東京都港区芝四丁目1番23号					
電話番号/FAX番号	電話:03-6865-1780/FAX:03-6865-1781					
ホームページアドレス	http://www.j-carelink.co.jp					
資本金(基本財産)	1000万円					
主な出資者(出捐者)とその 金額又は比率 ※1	株式会社ソラスト 100%					
設立年月日	平成12年11月29日					
直近の事業収支決算額 ※2	(収益)4,412百万円 (費用)4,054百万円 (損益)358百万円					
会計監査人との契約	無 ・ 有 ()					
他の主な事業	居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業 等					

- ※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。
- ※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外 費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	施設名 せらび新横沿		—————————————————————————————————————			
	類型		1 介護付 (一般型・外部サービス利用型) 2 住宅型 3 健康型			
	居住の権利形態		1 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式			
	入居時の要件		1 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 4 自立・要支援・要介護			
施設の類型及び表示事項	介護保険		1 市指定介護保険特定施設 (番号 1470901404、 指定年月日:平成17年9月1日 指定年月日:平成18年4月1日) 介護専用型・混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型・介護予防・介護予防(外部サービス利用型) 2 介護保険在宅サービス利用可			
	居室区分		1 全室個室 (夫婦等居室含む) 2 相部屋あり			
	介護に関わる	職員体制	1.5:1 以上			

	提携ホームの	利用等		1 提携ホーム和 2 提携ホーム和)
開設年月日		平成17年	9)	9月 1日				
施設の管理者」		石倉 俊						
所在地		神奈川県	横浜	卡市港北区北新村	黄浜 2	2 - 2 - 3		
電話番号/F	AX番号	電話:0	45-5	33-5331 FAX	: 045	5-533-5338		
メールアドレ	ス	shinyoko	@ j-	-carelink.co.	ip			
交通の便 ※3		横浜市営	地下	鉄(ブルーラ	イン)	北新横沿	兵駅 徒歩5分	·
ホームページ	アドレス	http://	www.	j-carelink.co	o. jp/	home/shin	yokohama/in	dex.html
敷地概要 ※4		権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 平成17年9月1日~平成37年8月31日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 無・有 敷地面積 674.36㎡			31日			
建物概要		権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成17年9月1日~平成37年8月31日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 無・有 建物の構造: RC造地下0階 地上7階建(耐火・準耐火・その他) 延床面積 2,685.54㎡ (うち有料老人ホーム 2,685.54㎡) 建築年月日 平成17年9月1日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()				i] : の他) ㎡)		
		居室総数 60室 定員 60人(一時介護室を除く))	
		(内訳)		居室定員		室数	 面	積
				個 室		60室	18. 01 m²∼	,, ,
		居室		うち2人定	員	室	$\text{m}^2\sim$	m²
居室、一時介記	護室の概要			2人部屋(相部		室	$m^2 \sim$	m²
				人部屋 (相部	至)	<u>室</u> 室	$ m m^2\sim$ $ m m^2\sim$	$\frac{\text{m}^2}{\text{m}^2}$
		一時介	護	2人部屋(相部	屋)	<u>=</u> 室	$m^2 \sim$	m²
		室		人部屋(相部		室	$ m m^2 \sim$	m²
共用施設・設備の概要(設		食堂	fu)	ひ火火 tait	(各	~6階各フロア 50.66㎡) ~6階各フロア	のりビングダイ	ニング゛
置箇所、面積、		(付主	一州	设浴槽	(各	10. 20 m²	脱衣室込)	
状況等)		NAS (I :		フト浴	7 階		(8.853	m²)
		浴室	スト 浴	トレッチャー	7 階		(21. 623	m²)

	便所	各居室・2階~6階フロア:1ヶ所 1階、7階各フロア:4ヶ所
	Nul	各居室:1ヶ所
	洗面設備	1階~7階各フロア:2ヶ所
	医務室(健康管理室)	1階 (13.70 m²)
	談話室	1階 ライブ・ラリー (30.01㎡)
	面談室	1階 (12.92㎡)
	事務室	1階 2ヶ所
	洗濯室	1階 (5.70㎡)
	汚物処理室	1階~7階各フロア
	看護・介護職員室	2階~6階各フロア
	機能訓練室	7階 (多目的室) (98.25㎡) 他の共用施設との兼用 無・有 ()
	健康・生きがい施設	なし
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可 1基)
	スプリンクラー	各居室、各7吋共用部 等
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.7m~1.85m)
	消火器	無・有
	自動火災報知設備	無・有
	火災通報設備	無·有
消防用設備等	スプリンクラー	無·有
	防火管理者	無・有
	防災計画(水害・土砂災害 を含む)	無・有
緊急通報装置等緊急連絡· 安否確認	(安否確認の方法・頻度等	よび共用トイレ・浴室に有り
同一敷地内の併設施設又は 事業所等の概要 ※6	なし	
有料老人ホーム事業の提携 ホーム及び提携内容	なし	

- ※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。
- ※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。
- ※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。
- ※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、 介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※ 7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8		育	が払い方式	月払い方式	選択方式
入院等による不 る利用料金(月払い		1 2 3	減額なし 日割り計算で減額 ※基本運営費は当 負担無し 不在期間が	当該月(1日~末日)	を通じて不在の場合は)、日割り計算で減額
利用料金の改定	条件			の自治体が発表する 、運営懇談会の意見	る消費者物価指数及び 見を聴取
	手続き方法	入月	居者及び身元引受	人等に事前に通知し	し、同意を得ます

(2) 前払い方式

(2) 前払い方式	
費用の支払方法 ※9	入居一時金は契約開始日までに一括払いとなります。 月額利用料は下記のとおりになります。 ・食費:前月分 ・管理費:当月分 ・基本運営費:当月分 ・家賃相当額の一部:当月分(前払金 450万円のケースのみ) を当月下旬に請求します。 支払方法は、原則として翌月5日(休日の場合、翌金融機関営業日) に口座引落しとします。 ※月途中入退居の場合、日割り請求になります。
敷 金	無・有(円、家賃相当額の か月分)
前払金 (介護費用の前払金を除 く)	・前払い方式 900 万円 法第29条第6項に規定される前払金 ・前払い方式 450 万円 ・1 年払い方式 280 万円
想定居住期間又は償却期間	・前払い方式:72ヶ月 ・1年払い方式:12ヶ月
算定の基礎(内訳)	施設の開発費、土地・建物の賃借料、大規模修繕等修繕費、借入利息 、管理事務費等
	想定居住期間内に契約終了した場合、以下の算式に基づく額を返還します。 ◇算定方法 【前払い方式】 返還金=入居一時金×想定居住期間償却率(80%)÷契約開始日の翌日から償却期間満了日までの日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ※その他、月額利用料については日割り計算を行います。

	解約時の返還金 (算定方法等)	【1年払い方式】 返還金=入居一時金÷契約開始日の翌日から償却期間満了日までの日数×契約終了日から償却期間満了日までの日数 ※その他、月額利用料については日割り計算を行います。 ※ただし、契約終了後、居室に残置された物がある場合は管理費(日割り)と私物保管手数料が発生します。 ◆短期解約特例◆ 契約開始日の翌日から三月以内の契約解除の場合又は死亡により契約終了の場合は、受領済みの入居一時金を全額返還します。但し、利用期間に係わる利用料を下記算定方法に基づき受領します。 ◆算定方法 【前払い方式】 入居一時金×想定居住期間償却率(80%)÷想定居住期間の月数(72ヶ月)÷30×契約開始日から契約終了日までの日数・「想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する費用」は全額返還します。 ・月額利用料については、日割り精算を行います。・入居契約書第31条に基づき必要な原状回復費用が発生する場合があります。 【1年払い方式】 入居一時金・想定居住期間の月数(12ヶ月)÷30×契約開始日から契約終了日までの日数・月額利用料については、日割り精算を行います。・入居契約書第31条に基づき必要な原状回復費用が発生する場合があります。
	返還の対象とならな い額の有無	無・有(入居一時金の20%) ※前払い方式の場合のみ ・想定居住期間を超えて入居契約が継続する場合に備えて受領する 家賃相当額として合理的に算出された額を非返還対象分とし、入居 一時金に占める割合は20%とします。 ・この額は、短期解約特例による契約終了の場合を除き、返還しませ ん。
	初期償却の開始日	契約開始日の翌日
介	護費用の前払金	なし
	算定の基礎 (内訳)	
	解約時の返還金 (算定 方法等)	
	返還の対象とならない額の有無	無 · 有 (円)
	初期償却の開始日	

◆前払い方式(900万円)

月	額利用料	263, 763円(税込)					
	年齢に応じた金額設定	無・有					
	要介護状態に応じた 金額設定	無・有					
					内 訳		
	料金プラン ※ 10	月額和	利用料	管理費 (税込)	介護費用 (税込)	食費 (税込)	
	% 10	263,	763円	***	99,000円	70,680円	
		事務管理 活支援サ の維持管 ※月途中		活支援サービス提供の維持管理費、光熱	事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生 舌支援サービス提供のための人件費・事務費、目的施設 り維持管理費、光熱水費 ※月途中入退去の場合、1ヶ月を30日として日割り計算		
	算定根拠 ※11	介護費	押	基本運営費 99,000円(税込) (「介護サービス等の一覧表」にあるサー 費用としていただくもの) 要介護者等1.5人に対し週40時間換算で介 を1人以上配置するための費用として、介 び利用者負担によって賄えない額に充当 合理的な積算根拠に基づきます。 ※月途中入退居の場合、1ヶ月を30日とし した額とします。		で介護・看護職員 、介護保険給付及 充当するもとして	
		食費		70,680円(税込) (1ヶ月30日の場合) 朝食:470円 昼食:943円 夕食:943円(税込) 前日10:00までに食事をキャンセルした場合は厨房運営 費(人件費等の諸経費、食材費に基づく費用)として半 額をいただきます。			
	月額利用料に含まれな い実費負担等 ※12 品等) は別途		さむつ、個人的生活費 実費負担となります ス等一覧表の実費に	•			

◆前払い方式(450万円)

◆前払い方式 (450 万) 月額利用料	契約開始日~6年目まで 326,263円 / 7年目から 263,763円					
年齢に応じた金額設定	無·有	無・有				
要介護状態に応じた 金額設定	無・有					
料金プラン			内	訳		
※10	月額利用料	管理費 (税込)	介護費用 (税込)	食費 (税込)	家賃相当額	
1年目(12ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
2年目(24ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
3年目(36ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
4年目(48ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
5年目(60ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
6年目(72ヶ月)	326, 263円	94, 083円	99,000円	70,680円	62,500円	
7年目~	263, 763円	94, 083円	99,000円	70,680円	0円	
	管理費	活支援サービスの維持管理費、	D人件費・事務 ス提供のための 光熱水費 去の場合、1ヶ	務費、入居者に D人件費・事務 月を30日として	費、目的施設	
算定根拠 ※11	介護費用	費用としていた 要介護者等1.5 を1人以上配置 び利用者負担に 合理的な積算机	ごス等の一覧記 とだくもの) 人に対し週40 するための費 こよって賄えた 退拠に基づき記 品の場合、1ヶ	表」にあるサー 時間換算で介記 用として、介記 ない額に充当す	護・看護職員 護保険給付及 るもとして	
	食費	70,680円(税込) (1ヶ月30日の場合) 朝食:470円 昼食:943円 夕食:943円(税込) 前日10:00までに食事をキャンセルした場合は厨房運営 費(人件費等の諸経費、食材費に基づく費用)として半 額をいただきます。				
	家賃相当額	施設の家賃112 50,000円を控隊	,500円につき 余した額 5の場合、1ヶ	年目〜:0円) 、入居一時金が 月を30日として	いらの充当額	

月額利用料に含まれない実費負担等 ※12

介護用品、おむつ、個人的生活費等(有料サービス、電話料金、日用 品等)は別途実費負担となります。

※介護サービス等一覧表の実費に内訳が記載されています。

◆1年払い方式

月	額利用料	26	63, 763F	円(税込)				
	年齢に応じた 金額設定	無・有						
	要介護状態に応じた 金額設定	無・有						
					内 訳			
	料金プラン	月額和	利用料	管理費	介護費用	食費		
	※ 10	263	763円	(税込) 94,083円	(税込) 99,000円	(税込) 70,680円		
		管理費	<u>.</u>	活支援サービス提の維持管理費、光素) 件費・事務費、入居 供のための人件費・	事務費、目的施設		
	算定根拠 ※11	介護費	門	基本運営費 99,000円 (税込) (「介護サービス等の一覧表」にあるサービスを受ける 費用としていただくもの) 要介護者等1.5人に対し週40時間換算で介護・看護職員 を1人以上配置するための費用として、介護保険給付及 び利用者負担によって賄えない額に充当するもとして 合理的な積算根拠に基づきます。 ※月途中入退居の場合、1ヶ月を30日として日割り計算 した額とします。				
		食費		70,680円(税込) (1ヶ月30日の場合) 朝食:470円 昼食:943円 夕食:943円(税込) 前日10:00までに食事をキャンセルした場合は厨房運営 費(人件費等の諸経費、食材費に基づく費用)として半 額をいただきます。				
	月額利用料に含まれな 品等) は別途			実費負担となりま	費等(有料サービス す。 に内訳が記載されて			

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1割の場合)
要介護 1	172,030 円	17, 302 円
要介護 2	194, 246 円	19, 425 円
要介護3	216, 758 円	21,676 円
要介護4	237, 340 円	23,734 円
要介護 5	259, 531 円	25, 954 円

※加算を除く

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無 基準型 退院•退所時連携加算 無 無 入居継続支援加算 生活機能向上連携加算 無 個別機能訓練加算 有 夜間看護体制加算 有 若年性認知症入居者受入加算 有 医療機関連携加算 有 口腔衛生管理体制加算 有 栄養スクリーニング加算 有 看取り介護加算 有 (I)認知症専門ケア加算 無 (I) \(\tau \) (I) ¤ サービス提供体制強化加算 無 (III)Ι Π 介護職員処遇改善加算 有 ${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ IVV Ι 介護職員等特定処遇改善加算 有 Π

介護保険に係る利用 料

※13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の 割合に応じた額)

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区分	月 額	利用者負担額(1 割の場合)
要支援 1	58, 531 円	5,854円
要支援 2	100,017 円	10,002円

※加算を除く

各種加算の状況

	基準型
無	
	有
	有
	有
	有
有	
ÁTIT.	(I)
***	(II)
無	(I) イ
	(I) ¤
	(II)
	(III)
	I
	II
有 Ⅲ	Ш
	IV
	V
+	I
月	П

(3) 月払い方式

(;	(3) 月払い方式						
	毎月払いになります。 内訳は下記の通りです。 ・食費は前月分 ・管理費は当月分 ・基本運営費は当月分 ・家賃相当額は当月分 を当月下旬に請求します。支払方法は原則として翌月5日(休日の場合、 翌銀行営業日)に口座引き落としとします。 ※月途中入退居の場合、日割り請求になります。				休日の場合、		
敷	金		無・有(円、家	賃相当額の	か月分)	
月	額利	用料	497, 096円	(税込			
	年齢 設定	に応じた金額	無·有				
	, .	護状態に応じ 額設定	無·有				
		料金プラン ※ 10	月額利用料	管理費 (税込)	介護費用 (税込)	訳 食費 (税込)	家賃相当額
			497, 096円	94, 083円	99,000円	70,680円	233, 333円
		管理費		94,083円(税込) 事務管理部門の人件費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人件費・事務費、目的施設の維持管理費、光熱水費 ※月途中入退去の場合、1ヶ月を30日として日割り計算した額とします。			
		算定根拠 ※11 介護費用	介護費用	基本運営費 99,000円 (税込) (「介護サービス等の一覧表」にあるサービスを受ける 費用としていただくもの) 要介護者等1.5人に対し週40時間換算で介護・看護職員を 1人以上配置するための費用として、介護保険給付及び利 用者負担によって賄えない額に充当するもとして合理的 な積算根拠に基づきます。 ※月途中入退居の場合、1ヶ月を30日として日割り計算し た額とします。			
食費			食費	前日10:00ま	昼食:943円 でに食事をキ の諸経費、食	0日の場合) 夕食:943円 ャンセルした場 材費に基づく費	合は厨房運営

233, 333円

家賃相当額

地代、建設費及び家賃、修繕費、借入れ利息、管理事務 費等を含む総費用から1室ごとの月当たりの費用を算出 ※月途中入退居の場合、1ヶ月を30日として日割り計算し た額とします。

ない実費負担等 **※**12

月額利用料に含まれ 介護用品、おむつ、個人的生活費等(有料サービス、電話 料金、日用品等) は別途実費負担となります。 *介護サービス等一覧表の実費に内訳が記載されています。

特定施設入居者生活介護

(1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合)
要介護 1	172,030 円	17, 302 円
要介護 2	194, 246 円	19, 425 円
要介護3	216, 758 円	21,676 円
要介護 4	237, 340 円	23,734 円
要介護 5	259, 531 円	25, 954 円

※加算を除く

各種加算所状況

介護保険に係る利用 料

※13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の 割合に応じた額)

身体拘束廃止取組の有無		基準型	
退院・退所時連携加算		無	
入居継続支援加算		無	
生活機能向上連携加算		無	
個別機能訓練加算		有	
夜間看護体制加算		有	
若年性認知症入居者受入加算		有	
医療機関連携加算		有	
口腔衛生管理体制加算	有		
栄養スクリーニング加算	有		
看取り介護加算	有		
認知症専門ケア加算	無	(I)	
	***	(II)	
		(I) イ	
サービス提供体制強化加算		(I) ¤	
	無	(II)	
		(Ⅲ)	

介護保険に係る利用

※13

(適用を受ける場合 は、市区町村から交 付される「介護保険 負担割合証」に記載 された利用者負担の 割合に応じた額)

介護職員処遇改善加算		I
		П
	有	Ш
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	+	I
	有	П

介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)

区 分	月 額	利用者負担額(1割の場合)
要支援 1	58, 531 円	5,854円
要支援 2	100,017 円	10,002 円

※加算を除く

各種加算の状況

身体拘束廃止取組の有無		基準型
生活機能向上連携加算		無
個別機能訓練加算		有
若年性認知症入居者受入加算		有
医療機関連携加算		有
口腔衛生管理体制加算		有
栄養スクリーニング加算		有
認知症専門ケア加算	無	(I)
松知症号門グチ加昇	////	(II)
	無 (I) 口 (II) (III)	(I) \(\tau \)
 サービス提供体制強化加算		(I) ¤
ターログ提供性間風に加発		(II)
		I
	П	
介護職員処遇改善加算	有	Ш
		IV
		V
介護職員等特定処遇改善加算	有	I
八慶嘅貝守付比型四以告加昇	1	П

(4) 共通事項

改定ルール (勘案する要素及びおよび 改定手続等)	2年に1回、ホームが所在する自治体の消費者物価指数や職員の 人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いて、改定すること があります。
前払金の返還金の保全措置	(保全措置の内容)
サービスの提供に伴う事故等が 発生した場合の損害賠償保険等 への加入	無 ・ 有 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険 加入
消費税の対象外とする利用料等	
短期利用の設定(短期利用特定 施設入居者生活介護の届出があ る)	無 ・ 有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

- ※7 消費税を含む総額表示とすること。
- ※8 前払い方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。
- ※9 前払金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。
- ※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるとき は別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは記 載すること。
- ※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月 30 日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

- ※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。
- ※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算、認知症専門ケア加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

(1) 全体の方針

運営に関する方針	「せらび」の実現に基づき、お一人おひとりに寄 り添ったサービスを行います。
サービスの提供内容に関する特色	1フロア12名の小規模ユニット制です。 お客様に最適のフロアをお勧めすると共に各フロ アに応じた研修を開催し知識の習得に励みます。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施 2 委託 3なし

食事の提供	1 自ら実施 <u>2 委託</u> 3なし ※委託先:
洗濯、掃除等の家事の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
健康管理の供与	1 自ら実施 2 委託 3なし
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし
生活相談サービス	1 自ら実施 2 委託 3なし

(2) サービスの内容

(2) サービスの内容		
月額利用料(介護費用、光熱水費	管理費	清掃・消毒(年1回)、ELV・消防設備定期点検(年 2回)、施設の維持管理費、事務経費、生活サービ ス等
、家賃相当額を除く) に含まれる サービスの内容・頻度等	食 費	食事サービス(日替わりメニュー)、配膳、下膳、 居室内食事サービス
	その他	
(介護予防)特定施設入居者生活 介護による保険給付及び介護費 用によりホームが提供する介護 サービスの内容・頻度等	別添力	介護サービス等の一覧表による
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用 料	別添	个護サービス等の一覧表及び管理規程による
一部又は全部の業務を委託する 場合は委託先及び委託内容 ※14		
苦情解決の体制(相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等) ※15	・横浜市(高齢健) ・公益財[〒情担当窓口:1階事務室で管理者が対応 健康福祉局 康福祉部高齢施設課 :045-671-4117 団法人全国有料老人ホーム協会:03-3548-1077 県国民健康保険団体連合会
事故発生時の対応(医療機関等と の連携、家族等への連絡方法・説 明等)	医療機関	が必要となるような事故が発生した場合、速やかに へ連絡して対応します。 家族へご連絡し状況をお伝えします。
事故発生の防止のための指針	無・	有
損害賠償(対応方針及び損害保険 契約の概要等)	産に障害さ	過失により、事故が発生し入居者の生命、身体、財 が発生した場合は、損害保険などの手配を行い、誠 て対応します。 天災や入居者の重大な過失などの不可抗力は除きま

公益社団法人全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金	協会への	加入 無・	有
制度への加入状況	入居者基金へ	の加入無・	有
	有	実施日	平成30年10月
利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組		実施内容	お客様満足度アンケート
の状況	無		
	備考		
	 有	実施日	平成30年11月
第三者による評価の実施状況	1月	実施内容	横浜市による評価
	無		
	備考		

- ※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。
- ※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や公益社団法人全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

要介	↑護時(認知症を含む)に 介護を行場所	各居室にて実施いたします。
入を居	居室から一時介護室へ移 る場合(判断基準・手続、 追加費用の要否、居室利 用権の取扱い等)	なし
を住み替える場合品後に居室又は施設	従前の居室から別の居室 へ住み替える場合(同上)	入居者の心身の状態や近くの他の入居者との折り合い等によって現居室にいることに不具合がある場合、以下の手順を踏んだ上、入居者、身元引受人との同意により居室を変更する場合があります。 ①事業者の指定する医師の意見を聞く ②緊急やむを得ない場合を除き、一定の観察期間を置く住み替え移動にかかる費用は発生しません。 住み替えに際しての部屋の原状回復費用は、入居者の故意または過失による場合は入居者負担となります。
	提携ホームへ住み替える 場合(同上)	なし

6 医療

協力医療機関 (又は嘱託医)の概要 及び協力内容	名称	医療法人社団山本記念会 山本記念病院
	診療科目	内科、外科、整形外科、皮膚科、消化器科 、泌尿器科、放射線科、リハビリテーション科他
	所在地	神奈川県横浜市都筑区東山田町 1552
	距離及び所要時間	距離:4.5 km 所要時間:約15分(車)
	協力内容	外来診療、救急対応、月2回往診健康管理

	名 称	医療法人社団高輪会 新横浜デンタルクリニック
協力歯科医療機関(又は嘱	所在地	神奈川県横浜市港北区小机町 2461
託医)の概要及び協力内容	距離及び所要時間	距離:2.4km 所要時間:約8分(車)
	協力内容	訪問歯科、口腔ケア
入居者が医療を要する場合 の対応(入居者の意思確認 、医師の判断、医療機関の 選定、費用負担、長期に入 院する場合の対応等)	の通院介助と送迎も承 療機関は無料です。緊 き添いたします。 また、定期受診は原則 医療機関(往診含む) して居者は、長期不在って とはありにありませる。 を失うことはありませる。 を失うことはありませる。 事業者は、入居者される。 添いや入院の手続きれ	(は入院が長期になる場合でも目的施設及び 「利用し、各種サービスの提供を受ける権利

7 入居状況等

(令和3年 3月 1日現在)

入居者数及び定員	59人(定員 60人)
	男性 12人、女性 43人
	自立 1人
入居者の状況	(内訳) 要介護 1 8人 要介護 2 11人 要介護 3 11人 要介護 4 12人
	要介護 5 1人 要支援 11人 (内訳) 要支援 1 要支援 2 4人
平均年齢	89.2歳(男性 90.4歳、女性 87.6歳)
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役 職員を除く参加者数、主な議題等)	第1回:平成18年 3月25日開催 22名参加

注)介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(1)職種別の職員数等

(令和3年3月1日現在)

					常勤換算	後の	夜間勤務職員数	/# ±
		職	員数	汝	人数	うち自立対応	(時~翌 時) (最少人数)	備 考 (資格・委託等)
	管理者	1	()				
	生活相談員	1	()				社会福祉主事
	直接処遇職員	45	(17)	37. 4			
	介護職員	41	(15)	34. 4		17:00~翌10 : 00夜勤5名	介護福祉士、介護職員実 務者、介護初任者
	看護職員	4	(2)	3. 2			※機能訓練指導員 看護師、准看護師
従業	機能訓練指導員	1	()		/		
者	理学療法士	1	()				
の	作業療法士		()				
内訳	その他		()				
II/C	計画作成担当者	1	()	,			介護支援専門員 介護福祉士
	医師	<4>	()				外部委託
	栄養士		()				外部委託
	調理員		()				外部委託
	事務職員	1	()				
	その他職員	3	(2)				
	合 計	53	(19)				

- 注1)職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。
 - 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤 換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
 - 3)機能訓練指導員及び計画作成担当者が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※ 印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
 - 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

(2)職員の状況

		他の職務との兼務					1 あり 2 なし				
管理者				1 あ	1 あり						
自	7 埋 看		C係る 各等		資格等	の名称					
				2 な	し						
		看護	職員	介護	職員	生活村	談員	機能 指導	訓練	計画 担当	
		常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤	常勤	非常 勤
前年度1年間の 採用者数		1	1	3	14			1		1	
前年度1年間の 退職者数			1	10	9					2	
数業	1年未満	1		2	12					1	
数に応じた職員の人数業務に従事した経験年	1 年以上 3 年未満			5	2	1					
た職員	3 年以上 5 年未満			4	2			1			
貝の人験	5 年以上 10 年未満	1	1	4							
数年 10年以上 1 7		4									
	従業者の健康診断の実施状況				1 b	り	2 ts	: L			

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者 (介護予防特定施設入居者生活介護を含む) の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※
	前々平反の干均値	前平及07平均恒 	18
要支援者の人数	4.0人	7.2人	12.7人
要介護者の人数	48.1人	50.0人	44.5人
指定基準上の直接処遇職員の人	33人以上	35人以上	38人以上
数 ※16	33八以上	30八以上	30八以上
配置している直接処遇職員の人	39. 0人	38. 2人	38. 0
数 ※17	39.07	30. 27	30.0
要支援者・要介護者の合計数人			
に対する配置直接処遇職員の人	1.3:1	1.2:1	1.43:1
数の割合			
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時	間 40時間で除し	て算出
	介護職員 早番	$7:30 \sim 16:30$	
従業者の勤務体制の概要	日勤	$9:00 \sim 18:00$	
近来日の割伤性間の概安	遅番	11:30 ~ 20:30	
	夜勤	17:00 ~ 翌10:	00

看護職員	早番	7:30	\sim	16:30
	日勤	9:00	\sim	18:00

- ※16 常勤換算後の人数。
- ※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。
- ※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	0人(人)	介護職員実務者研修修了者	3人 (人)
介護福祉士	20人 (人)	介護職員初任者研修修了者	16 人 (人)
介護支援専門員	5人 (人)	資格なし	2人(人)

- 注1) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入 する。他の資格を持っている職員を() に外数で記入する。
- 注2)介護職員基礎研修及び各ホームヘルパー研修修了者は、介護職員初任者研修に含めて記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件(年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等) 一、身元引受人を立てられる方(成年後見人制度の利用も可) 二、入居一時金、入居後の利用料等の支払いが可能な方三、管理規定等をご了承いただき、円滑な共同生活が営める方四、伝染病の疾患をお持ちでない方 身元引受人等の条件及び義務等 全活保護受給者の受入れ対応 「国・可 【契約解除】 一、入居者が逝去した場合こ、入居者が解約した場合(30日の予告期間が必要)三、事業者が解約した場合(90日の予告期間が必要)主な解除理由・入居者が離れした場合(90日の予告期間が必要)主な解除理由・入居市込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止することができないとき、等(その他は入居契約書参照)		
展者と連帯して責任を負っていただくとともに、必要なときは事業者と協議し、また入居者の身柄の引き受け等を行います。 生活保護受給者の受入れ対応 「「「契約解除」 一、入居者が逝去した場合 二、入居者が解約した場合(30日の予告期間が必要) 三、事業者が解約した場合(90日の予告期間が必要) 主な解除理由 ・入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき ・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止すること	の状況(自立・要支援・要介	があり日常生活において介護が必要な方でかつ以下を充たす方とします。 一、身元引受人を立てられる方(成年後見人制度の利用も可) 二、入居一時金、入居後の利用料等の支払いが可能な方 三、管理規定等をご了承いただき、円滑な共同生活が営める方
【契約解除】 -、入居者が逝去した場合 二、入居者が解約した場合(30日の予告期間が必要) 三、事業者が解約した場合(90日の予告期間が必要) 主な解除理由 ・入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき ・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止すること		居者と連帯して責任を負っていただくとともに、必要なときは事
一、入居者が逝去した場合 二、入居者が解約した場合(30日の予告期間が必要) 三、事業者が解約した場合(90日の予告期間が必要) 主な解除理由 ・入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき ・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止すること	生活保護受給者の受入れ対応	否・ 可
	を解除する場合の事由及び	 一、入居者が逝去した場合 二、入居者が解約した場合(30日の予告期間が必要) 三、事業者が解約した場合(90日の予告期間が必要) 主な解除理由 ・入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき ・月額利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき ・入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害の切迫した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれを防止すること

【入居者からの契約解除】 ・入居者は、事業者に対し少なくとも30日前までに解除届により 解約の申し入れを行い、契約を解除できます。 (但し入居者が解約届を提出しないで退居した場合、事業者が 入居者の退居の事実を知った日の翌日から起算して30日目で契 約は解除されるものとします。) 【返還時期】 ・返還金は、契約終了日の翌日から起算して三月以内に返還しま 自宅等 1 人 社会福祉施設 人 人 退居先別の人数 医療機関 前年度における 退居者の状況 人 死亡者 18 その他 人 人 施設側の申し出 (解約事由の例) 生前解約の状況 1 人 入居者側の申し出 (解約事由の例) 在宅復帰 体験入居の期間及び 体験入居は7泊8日までとし、1泊2日11,000円(消費税込み) 費用負担等

10 情報開示

入居希 望者等 への情 報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	入居契約書の公開	1 公 開 (閲覧・写し交付) 2 非公開
	管理規程の公開	1 公 開 (閲覧・ 写し交付) 2 非公開
	財務諸表の公開	1 公 開 (閲覧・ 写し交付) 2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公 開 (閲覧 · 写し交付) 2 非公開

^{※20} 市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも 閲覧であることに留意すること。

添付書類:別添1「介護サービス等の一覧表」

別添2「短期利用のサービス等の概要」(設定がある場合のみ)

別添3「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針 適合表」

^{※19} 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、<u>前払金</u>の返還時期等を正確に 記入。

契約の締結にあたり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 ______

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 <u>署 名</u>